

罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

- 車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
6箇月以下の懲役または30万円の罰金(道路法第103条第4項)
- 道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は
6箇月以下の懲役または30万円の罰金(道路法第103条第5項)
- 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
100万円以下の罰金(道路法第104条第1項)
- 特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
100万円以下の罰金(道路法第104条第2項)